

「頑張る地方応援懇談会 in 広島」議事概要

1 日 時 平成19年3月21日(水) 13:25~15:45

2 場 所 「八丁堀シャンテ 3階 紅葉(メイプル)」
広島県広島市中区上八丁堀8番28号

3 出席者

【市町長】

やま	した	さぶ	ろう	はつかいち
山	下	三	郎	廿日市市長
さ	さ	せい	ぞう	あきおおた
佐	々	清	蔵	安芸太田町長
い	とう	よし	かず	ふちゆう
伊	藤	吉	和	府中市市長
よし	だ	たか	ゆき	さか
吉	田	隆	行	坂町長
こ	だま	こう	たろう	あき たか た
児	玉	更	太郎	安芸高田市市長
やま	ぐち	ひろ	あき	せ ら
山	口	寛	昭	世羅町長
ふじ	わら	まさ	たか	おおさきかみじま
藤	原	正	孝	大崎上島町長
いり	やま	よし	ろう	おおたけ
入	山	欣	郎	大竹市長
くら	た	よし	お	ひがしひろしま
藏	田	義	雄	東広島市長

【総務省】

つち	や	まさ	ただ	総務大臣政務官
土	屋	正	忠	
つ	が	とし	ひで	大臣官房審議官
津	曲	俊	英	
やす	むら	ゆき	お	中国総合通信局長
安	村	幸	夫	
む	たい	しゆん	すけ	大臣官房参事官
務	台	俊	介	
まつ	なが	くに	お	自治行政局公務員部公務員課長
松	永	邦	男	
せき		けい	いちろう	自治税務局固定資産税課長
関		啓	一郎	

4 次 第

(1) あいさつ

- ① 土屋正忠 総務大臣政務官
- ② 山下三郎 廿日市市長

(2) 総務省からの説明

- ① 頑張る地方応援プログラムについて
- ② 地方行財税制上の諸課題等について

(3) 意見交換

5 要 旨 〔主な意見〕

(1) 市町長

- ・ 成果が出ていなくても本当に頑張ろうとしているプロジェクトに対して財政支援を行うとともに、条件不利地域には特段の配慮をお願いしたい。
- ・ 交付税の財源調整機能あるいは財政調整機能から考えると、成果配分を行うことは不適切ではないか。
- ・ 地方分権時代において、各地域の個性を生かしたまちづくりが求められている中で、同一の成果指標で頑張り度を評価すること自体間違っているのではないか。
- ・ 交付税の算定上、学校の統廃合や企業誘致などを行ってもその努力が無になるという声に応えるため、努力したことにより交付税が減少した分を補てんする方法にすれば頑張りがいもあるのではないか。
- ・ 高度な技術を持つ職人の育成は歳月を要する息の長い事業であり、伝統文化の保存や地場産業の育成の観点から、今回の頑張る地方応援プログラムを含め、国などの積極的な支援をお願いしたい。
- ・ 自治体が独自のアイデアで社会実験をするような場合、許認可等について格別な配慮をお願いしたい。
- ・ 多くの市町村は生き残るためだけに必死であるのに、頑張るところを選んで応援しようという政府の方針には少々違和感を感じる。
- ・ 三位一体改革において多くの自治体では大幅な財源不足を余儀なくされているが、これに加え実質公債費比率などの新たな財政指標を伴った再生法制の導入は情け容赦がないと感じる。
- ・ 子育て支援施策のうち障害児保育等について、国の財源措置をお願いしたい。
- ・ 地域の特性により原爆手帳保持者が多く、医療費についてもかなりの負担を余儀なくされているが、このような特殊事情も頑張る地方応援プログラムの中で配慮していただきたい。
- ・ ソフト面の地域づくりが評価されないのは問題。これらを反映した支援措置をお願いしたい。
- ・ 頑張る地方応援プログラムを進めるに当たっては、地域の実情、特徴、特性を踏まえたうえで、それぞれに合った対応をしてほしい。
- ・ 合併に係る特別交付税措置については、初期投資に係る経費だけでなく、維持管理経費についても配慮していただきたい。
- ・ 国の補助を受けた施設の転用について、弾力的な考え方ができるような仕組みを作っていただきたい。
- ・ これまで行ってきた頑張りについても反映する仕組みにしてほしい。

- ・企業誘致等により税収を上げた場合には、その頑張りが反映されるよう留保財源率を引き上げてほしい。
- ・今回の頑張る地方応援プログラムの実施期間は3年であるが、この期間で地方を応援していただいた成果が出るか心配。地域活性化政策についてはこのプログラム以外にも息の長い制度設計をお願いしたい。
- ・中央から地方への権限委譲を更に進めていただきたい。

(2) 総務省

- ・条件不利地域についても何らかの手当をすることを前提に、7月末に行う交付税の決定に向けて作業を行っていく。
- ・交付税は成果配分するものではないと認識している。
- ・今回示している指標は例示であり、それぞれの地域にあった指標で、当事者以外にも納得できるものがあれば具体の提起をしてほしい。
- ・新しい再生法制は、当該市町村、県、国でそれぞれ情報を共有したうえで早期に対策を立てていこうとするもの。倒産させる趣旨のものではない。
- ・頑張る市町村だけを残し、他は倒産させるということは全く考えていない。
- ・ソフト面の施策を反映する指標がないかと議論をしているが、交付税の算定に用いるには公平で客観的な指標でないと難しい面がある。しかし、大きな宿題であると認識している。
- ・過去の頑張りについても反映する仕組みにしていきたい。
- ・留保財源率を引き上げた場合、財政力の高い団体の財源が増加し、財政力格差が拡大してしまう。
- ・企業立地が進んだところについては、頑張る地方応援プログラムの中で減収補てん措置を行うとともに、地方税増収分の一部を特別交付税において財政需要として算定することとしている。
- ・頑張る地方応援プログラムの規模が3,000億円と交付税の基準財政需要額全体の中では額が限られており、また、3ヶ年の試みであることから、今後については結果を見ながら検討していきたい。
- ・権限委譲については既に相当地方に委譲されているが、縛りを緩めることが大きな課題となる。そのような方向で地方分権の第2期改革が進むものと思っている。

(以上)